

# 【総則編】

## 第1章 計画の策定方針

### 1 計画の目的

この計画は、町民生活に甚大な被害を及ぼす恐れのある大規模な風水害、地震災害等に備え、対処するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び池田町防災会議条例（昭和38年8月7日条例第14号）第2条の規定に基づき、池田町防災会議が作成する計画であって、平成26年神城断層地震や令和元年東日本台風災害などの過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、町、県、公共機関、事業者及び町民等が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない町民の生命、身体及び財産を災害等から保護することを目的とする。

### 2 計画の性格

この計画は、本町における大規模な風水害、地震災害、その他の災害等に対処すべき予防計画、応急対策計画及び復旧計画について基本的な事項を定めるものとする。

### 3 他の計画との関係

この計画は、長野県地域防災計画に抵触するものであってはならず、この計画に定めのない事項については長野県地域防災計画を準用する。

### 4 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、各部局はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

また、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

### 5 長野県強靱化計画の総合目標、基本目標を踏まえた防災計画の作成等

長野県強靱化計画は、大規模災害等に対する県土の脆弱性を認識し、その克服に向けて事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靱化の観点から本県における様々な分野の指針となる計画として「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化法」第13条に基づき策定されている。このため、長野県の国土強靱化に関する部分については、長野県強靱化計画の総合目標「多くの自然災害から学び、いのちと暮らしを守る県づくり」を基本とし、基本目標である

- 1 あらゆる自然災害において、人命の保護が最大限図られる
- 2 負傷者に対し、迅速に救助・救急・医療活動等が行われるとともに、被災者等の健康、避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保する
- 4 ライフラインの被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 5 流通・経済活動を停滞させない
- 6 被災した方々の日常生活が迅速かつより良い状態に戻る

を踏まえ、本計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

## 6 長野県広域受援計画及び池田町受援計画を踏まえた防災計画の作成等

この計画は、大規模災害時において国や他県等から広域的な人的・物的応援を円滑に受け入れ、後方支援を行う広域防災拠点の設置や受援業務の明確化など具体的な受援体制を構築するために策定した「長野県広域受援計画」とともに池田町の防災対応を実施するものとする。

## 第2章 防災の基本理念及び施策の概要

本町は北安曇郡の南部に位置し、西は北アルプス槍ヶ岳に源を発する高瀬川により松川村と境し、東は第三紀層中山山地の山嶺により東筑摩郡生坂村と境している。特に東側は、急傾斜な地形と脆弱な地質を有し、ひとたび台風、集中豪雨が発生すると地すべり、斜面崩壊、土石流等の広範囲な土砂災害の危険がある中に集落が点在しているため、集落が孤立化となる課題を抱えている。また、四季を通じて観光客の入り込みも多く、国際化社会、高齢化社会にあつて、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍町民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の増加が進んでいる。

こうした自然的、社会的条件と近年の高齢化、情報化等社会構造の変化に対応した防災対策を講ずる必要がある。

- 1 防災対策を行うに当たっては、次の事項を基本とし、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び町民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。

特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限に留めるよう、対策の一層の充実を図る。

### (1) 周到かつ十分な災害予防

ア 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

- (ア) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめて、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的な災害対策を推進する。
- (イ) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。

- (ア) 災害に強いまちづくりを実現するための主要交通・通信機能の強化、避難路整備等の地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の構築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。
- (イ) 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等の安全対策の充実を図る。
- (ウ) 町民の防災活動を促進するため、防災教育等による町民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育

成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により町民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基つきその支援力を向上し、町、県、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

- (エ) 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会学的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。
  - (オ) 災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。  
また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。
  - (カ) 効果的・効率的な防災対策を行うため、AI・IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。
  - (キ) 過去の災害の教訓を踏まえ、全ての町民が災害から自らの命を守るためには、町民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を学べる実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。
- (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策
- ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。
    - (ア) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
    - (イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生ずる多様なニーズに適切に対応する。
  - イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。
    - (ア) 災害が発生するおそれがある場合には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。
    - (イ) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、

被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。

- (ウ) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。
  - (エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。
  - (オ) 被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。
  - (カ) 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。
  - (キ) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
  - (ク) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。
  - (ケ) 新型インフルエンザ等感染症の発生を考慮し、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型インフルエンザ等感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
  - (コ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。
  - (サ) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するため土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。
  - (シ) ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。
- (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興
- ア 災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。  
災害後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。
  - イ 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。
    - (ア) 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。

- (イ) 物資、資材の調達計画等を活用し、適正かつ迅速に災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）を処理する。
  - (ウ) 災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正かつ迅速に適切な廃棄物を処理する。
  - (エ) 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。
  - (オ) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。
  - (カ) 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。
- ウ 町、県、防災関係機関は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置をとるものとする。
- 2 町、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置をとるものとする。
- (1) 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画
  - (2) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、町防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立
- 3 町民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を平常時から講じるものとする。
- 4 どこでも起こりうる災害の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。
- また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

## 第3章 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1 実施責任

#### 1 池田町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために指定地方行政機関、指定公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

#### 2 北アルプス広域消防本部

北アルプス広域消防本部は、自らその権限に属する防災活動を実施するとともに、北アルプス広域消防計画の定めるところにより必要な防災活動を実施する。

#### 3 長野県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方行政機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

#### 4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

#### 5 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

### 第2 処理すべき事務又は業務の大綱

#### 1 池田町

- (1) 町防災会議、災害警戒本部及び災害対策本部に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。
- (3) 水防その他の応急措置に関すること。
- (4) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。
- (5) 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。
- (6) 通信施設の確保及び整備に関すること。

- (7) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (8) 災害時における清掃、防疫その他保健衛生に関すること。
- (9) 災害時における文教及び交通対策に関すること。
- (10) 防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。
- (11) 公共的団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること。
- (12) 救助物資及び災害対策用資機（器）材の備蓄・調達に関すること。
- (13) 資材、人員、生活必需品等の緊急輸送に関すること。
- (14) その他災害対策に関すること。
- (15) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。

## 2 北アルプス広域消防本部

- (1) 消防力の整備に関すること。
- (2) 防災のための調査に関すること。
- (3) 防災のための教育訓練に関すること。
- (4) 災害の予防、警戒及び防御に関すること。
- (5) 災害時の避難、救助及び救急・救護に関すること。
- (6) その他災害対策に関すること。

## 3 長野県

- (1) 県防災会議に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。
- (3) 水防その他の応急措置に関すること。
- (4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。
- (7) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。
- (8) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。
- (9) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。

## 4 大町警察署

- (1) 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 避難の勧告又は指示に関すること。
- (3) 被災者の救出に関すること。
- (4) 交通規制及び警戒区域の設定に関すること。
- (5) 行方不明者の調査又は死体の検視に関すること。
- (6) 犯罪の予防、取締りその他社会秩序の維持に関すること。
- (7) 危険物の取締りに関すること。

(8) 死体の身元確認に関すること。

5 指定行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) <u>関東管区警察局</u>	<p><u>ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。</u></p> <p><u>ウ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。</u></p> <p><u>エ 災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。</u></p>
(2) 関東財務局 (長野財務事務所)	<p>ア 地方公共団体に対する資金の融資のあっせんに関すること。</p> <p>イ 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。</p>
(3) 関東信越厚生局	<p>ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。</p> <p>イ 関係機関との連絡調整に関すること。</p>
(4) <u>関東農政局</u> (長野県拠点)	<p>ア 災害予防対策</p> <p>(ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。</p> <p>(イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。</p> <p>イ 応急対策</p> <p>(ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。</p> <p>(イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。</p> <p>(ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。</p> <p>(エ) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。</p> <p>(オ) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること。</p> <p>ウ 復旧対策</p>

総則編

	<p>(ア) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。</p> <p>(イ) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。</p>
<p><u>(5)</u> 中部森林管理局 (中信森林管理署)</p>	<p>ア 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。</p> <p>イ 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。</p> <p>ウ 災害応急対策用材の供給に関すること。</p>
<p><u>(6)</u> 関東経済産業局</p>	<p><u>ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。</u></p> <p><u>イ 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること。</u></p> <p><u>ウ 被災中小企業の振興に関すること。</u></p>
<p><u>(7)</u> 中部経済産業局</p>	<p><u>電気の供給の確保に必要な指導に関すること。</u></p>
<p><u>(8)</u> 関東東北産業保安 監督部</p>	<p><u>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること。</u></p> <p><u>イ 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること。</u></p>
<p><u>(9)</u> 中部近畿産業保安 監督部</p>	<p><u>電気の保安に関すること。</u></p>
<p><u>(10)</u> 北陸信越運輸局</p>	<p><u>災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあつせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。</u></p>
<p>(11) 東京航空局 (東京空港事務所 松本空港出張所)</p>	<p>ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること。</p> <p>イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。</p> <p>ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。</p>
<p><u>(12)</u> 東京管区气象台 (長野地方气象台)</p>	<p>ア 気象等の観測及びその成果の収集、発表</p> <p>イ 気象等の予報・警報等の発表、伝達及び解説</p> <p>ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</p> <p>エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</p> <p>オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</p>
<p><u>(13)</u> 信越総合通信局</p>	<p>ア 災害時における通信・放送の確保に関すること。</p> <p>イ 非常通信に関すること。</p> <p>ウ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること。</p>

総則編

	エ 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸出に関すること。
(14)長野労働局 (大町労働基準監督署)	ア 事業場における産業災害の防止に関すること。 イ 事業場における自主的防災体制の確立に関すること。
(15)関東地方整備局 長野国道事務所（松本 国道出張所、信州新町出 張所） 北陸地方整備局 松本防事務所（高瀬川 出張所） 大町ダム管理所 中部地方整備局	ア 災害予防 （ア）応急復旧用資機材の備蓄の推進 （イ）機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 （ウ）関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 イ 応急・復旧 （ア）応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 （イ）防災関係機関との連携による応急対策の実施 （ウ）路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 （エ）所管施設の緊急点検の実施 （オ）緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施
(16)中部地方環境事務所	ア 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。 イ 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること。
(17)関東地方測量部	ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。
(18)第九管区 海上保安本部	<u>災害時における救助及び援助に関すること。</u>

6 陸上自衛隊第13普通科連隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第13普通科連隊	ア 災害時における人命又は財産の保護のための応急救護活動に関すること。 イ 災害時における応急復旧活動に関すること。

7 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1)日本郵便(株)信越支社 (池田郵便局、会染郵便局、 穂高郵便局)	ア 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。 イ 災害時における窓口業務の確保に関すること。
(2)JR会社	(東日本旅客鉄道(株)(長野支社)、東海旅客鉄道(株)(東海鉄道事業本部)、西日本旅客鉄道(株)(金沢支社)) ア 鉄道施設の防災に関すること。 イ 災害時における避難者の輸送に関すること。
(3)日本貨物鉄道(株)	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力

総則編

<u>(関東支社長野支店)</u>	に關すること。
<u>(4) 電気通信事業者</u>	(東日本電信電話(株)長野支店(松本営業支店)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)) ア 電気通信設備の保全に關すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に關すること。
<u>(5) 日本銀行</u> (松本支店)	ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に關すること。 イ 損傷通貨の引換えに關すること。
<u>(7) 国立病院機構</u> <u>(関東信越ブロック)</u>	医療、助産等救助、救護に關すること。
<u>(7) 日本赤十字社長野県支部</u>	ア 医療、助産等救助、救護に關すること。 イ 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に關すること。 ウ 義援金の募集に關すること。
<u>(8) 日本放送協会</u> 長野放送局(松本支局)	災害情報等広報に關すること。
<u>(9) 日本通運(株)</u> (大町支店)	災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に關すること。
<u>(10) 電力会社</u>	( <u>中部電力(株)</u> 、中部電力パワーグリッド(株)長野支社安曇野営業所(大町サービスステーション)、東京電力パワーグリッド(株)(松本電力所高瀬川総合制御所)) ア 電力施設の保全、保安に關すること。 イ 電力の供給に關すること。
<u>(11) 独立行政法人水資源機構</u> ( <u>愛知用水総合事業部 牧尾支所</u> )	<u>ダムの地震防災に關すること。</u>
<u>(12) 東日本高速道路(株)</u> <u>中日本高速道路(株)</u>	( <u>東日本高速道路(株)</u> <u>上信越自動車道、長野自動車道(安曇野IC～更埴JCT)</u> 、 <u>中部 横断自動車道(佐久小諸JCT～小諸御影TB)</u> <u>の防災に關すること。</u> ( <u>中日本高速道路(株)</u> <u>中央自動車道、長野自動車道(岡谷JCT～安曇野IC)</u> 、 <u>安房峠 道路の防災に關すること。</u> )

8 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 土地改良区 (池田町土地改良区)	ア <u>ため池、ダム及び水こう門の防災に關すること。</u> イ 排水機場の改良及び復旧に關すること。
<u>(2) ガス会社</u>	<u>ア ガス施設の保全、保安に關すること。</u> <u>イ ガスの供給に關すること。</u>
<u>(3) 鉄道会社</u>	<u>災害時における鉄道車両による救助物資及び避難者等の輸送の協 力に關すること。</u>
<u>(4) 路線バス会社</u>	<u>災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に關すること。</u>
<u>(5) 貨物自動車運送事業者</u>	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協

総則編

(公社)長野県トラック協会 (中信地区輸送協議会)	力に關すること。
<u>(6)放送事業者</u>	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、あづみ野エフエム放送(株)、あづみ野テレビ(株)) 気象予報及び警報、災害情報等広報に關すること。
<u>(7)長野県情報ネットワーク協会</u>	気象予報及び警報、災害情報等広報に關すること。
<u>(8)医師会、歯科医師会、看護協会</u>	((一社)大北医師会、(一社)大北歯科医師会、(公社)長野県看護協会) 災害時における医療、助産等救護活動の実施に關すること。
<u>(9)薬剤師会</u> (大北薬剤師会)	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に關すること。
<u>(10)(一社)長野県LPガス協会</u>	液化石油ガスの安全に關すること。
<u>(11)(一社)長野県建設業協会</u>	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に關すること。
<u>(12)(社福)長野県社会福祉協議会</u> (池田町社会福祉協議会)	ア 災害ボランティアに關すること。 イ 災害派遣福祉チーム(DWAT)に關すること。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1)大北農業協同組合	ア 県、町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に關すること。 イ 農作物の災害応急対策の指導に關すること。 ウ 被災農家に対する融資、あっせんに關すること。 エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに關すること。 オ 農作物の需給調整に關すること。
(2)北アルプス森林組合	ア 県、町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に關すること。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに關すること。 ウ 木材の供給と物資のあっせんに關すること。

総則編

(3) 漁業協同組合	<p>ア 県、町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する こと。</p> <p>イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関する こと。</p> <p>ウ 共同施設の災害応急対策及びその復旧に関する こと。</p>
(4) 商工会、商工会議所等 商工業関係団体	<p>ア 県、町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する こと。</p> <p>イ 被災組合員の融資、あっせんの協力に関する こと。</p> <p>ウ 災害時における物価安定の協力に関する こと。</p> <p>エ 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関する こと。</p>
(5) 病院等医療施設の管理者	<p>ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する こと。</p> <p>イ 災害時における入院者の保護及び誘導に関する こと。</p> <p>ウ 災害時における病人等の収容及び保護に関する こと。</p> <p>エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関する こと。</p>
(6) 社会福祉施設の管理者	<p>ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する こと。</p> <p>イ 災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関する こと。</p>
(7) 金融機関	<p>被災事業者等に対する資金融資に関する こと。</p>
(8) 学校法人	<p>ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する こと。</p> <p>イ 災害時における教育対策に関する こと。</p> <p>ウ 被災施設の災害復旧に関する こと。</p>
(9) 危険物施設及び高圧ガス 施設の管理者	<p>ア 安全管理の徹底に関する こと。</p> <p>イ 防護施設の整備に関する こと。</p>
(10) 事業所及び防災活動団体	<p>ア 災害に強いまちづくりのため、町が実施する防災活動に 対して、各種団体の業務に応じた協力に関する こと。</p> <p>イ 災害時には、従業員、来訪者等の安全確保に努めると ともに、地域住民の安全確保に関する こと。</p>

## 第4章 池田町の概況

### 第1 自然的条件

#### 1 地勢

池田町は北安曇郡の南部に位置し、西は日本アルプスの峻峰槍ヶ岳に源を発する高瀬川によって松川村と接し、東は中山山地の東部において東筑摩郡生坂村に接している。

北は大町市、南は安曇野市に接し、東西 6.2 km、南北 12.8 km、総面積は 40.16 km<sup>2</sup>の範囲を占めている。

東部山地は第三紀犀川累層、西部は新沖積層の平坦部で、その間の段丘地は旧沖積層に属し、なお一部に青木層の露出があり、北には特殊火成層の大峰累層が南北に連なっている。

地味は一般的に肥沃で、西部平坦地域は砂質土壌で、ここに中心地、大字池田、会染、中鵜地区がひらけ、東部山間地帯は粘質壤土で、ここには大字広津、陸郷の集落が散在している。

#### 2 位置

名 称	所 在 地	北緯	東経	海拔
池田町役場	北安曇郡池田町大字池田 32036	36°25'	137°52'	604m

#### 3 気候

気候は概して内陸的で、年間を通じて降雨量の少ない地域であり、内陸的気候の特質をもっており、冬は積雪量が少なく寒冷だが、夏は涼しく、住みよい気象条件を備えている。日雨量は最大で 100 mm 程度である。

#### 4 地質・地盤

町の北部を、中山断層が南北に走り、その東側の平畑・足沼・日影山地域には中新世の砂岩泥岩互層（青木層）が、中山断層の西側には小谷・大峰の両累層が分布する。このうち、大峰累層は、大町・池田・安曇野の各市町にまたがる中山山地に広く分布する更新世の地層で、池田町では大峰牧場から半在家にかけて分布している。大峰累層の中部層は、礫岩・砂岩・凝灰岩などからなり、上部層は凝灰岩質で部分的に緻密な溶結凝灰岩を挟む。

一方、小谷累層は日野から大穴山・鵜山に至る山地に連続して分布するが、その大部分は礫岩である。中山山地と平地の境界付近には、落差はそれほど大きくはないが盆地側に落ち込む傾向で新しい段丘礫層（活断層）が見つかっている。

山麓から平地にかけては、更新世以降の崩積土、段丘堆積物、氾濫原堆積物などが、新第三紀層の上部を不整合におおって堆積している。

## 5 自然要因にみる災害の要因

### (1) 地震の可能性

糸魚川－静岡構造線断層帯(北部区間)については、平成26年11月22日神城断層地震が発生しており、震度6弱の大地震を記録した。平成27年政府の地震調査研究推進本部が、今後30年以内にM(マグニチュード)7.7程度の大地震が起きる可能性が0.008%～15%高いと長期評価の概要を発表。

我が国の活断層における相対的評価の中でも最高ランクのSランクと評価している。地震の発生確率が高まった可能性があることと発表されたことから、その発生は予断を許さない。

### (2) 土砂災害

東山(中山山地)一帯は、第三紀層の堆積土層で構成され、また、勾配も急峻であり、長年、地すべり、土砂流出、山崩れに悩まされてきた。

近年、山間部の過疎化による農地の荒廃化が進んでおり、集中豪雨時の危険性が高い。

### (3) 前線の影響による豪雨

梅雨期、秋雨期には、前線上を東進する低気圧や台風の北上に伴い、南海上から流入する暖湿気流によって前線活動が活発になり大雨を降らせることがあり、水害の直接の要因となる。

特に梅雨末期は集中豪雨となりやすく、警戒を要する。

### (4) 台風の進路による影響

長野県の位置と地形等の条件により、台風の経路が各所に様々な風水害をもたらす。長野県に影響を及ぼす台風の経路を大別すると、次の四つのコースに分けられる。

#### ア 県を縦断して北上する場合

県全域が暴風域に入り、全県的に風害や水害が発生する。特に東・北部一帯は風雨が強く、台風通過後の吹き返しの風による災害をもたらす。

#### イ 県の西側に接近して北東進する場合

県全域が暴風域に入り、全県的に風害や水害が発生し、特に南部・西部の山沿いは局地的な大雨となる。

#### ウ 県の東側に接近して北上する場合

県の東部の山沿いで風雨が強く、台風の吹き返しの風が被害を大きくする。

#### エ 県の南部に接近して東進する場合

南部や東部に大雨が降る典型的な雨台風で、これらの地域に水害をもたらす。

### (5) 火災(山林)

林野面積が広大で、レジャー施設等もあることから、山林火災への警戒が必要である。

## 第2 社会的条件

### 1 人口

町の人口は、令和2年国勢調査によると9,382人で、世帯数は3,543世帯となっており、その大半は、池田地区と会染地区に集中している。人口は、少子化により減少傾向にあるものの、世帯数は増加傾向にあり、核家族化の進行がうかがえる。

また、高齢化率も39%を超えており、高齢者の独居世帯も増加している。

産業別就業者数は、第1次産業416人(8.9%)第2次産業1,316人(28.1%)、第3次産業2,904人(62%)で、第1次産業は減少傾向が続いている。

### 2 土地利用状況

町の総面積4,016haの土地利用は、40%以上が山林・原野で北部の広津地区及び東部の陸郷地区に集中している。

一方、農地は、平地の広がる池田地区や会染地区で田を主体とした土地利用形態となっている。宅地は、町の中心部である池田地区の市街地では集中しているが、その他の地域では分散しており、特に山間部では小規模の集落が点在する形になっている。

### 3 交通

鉄道・国道の通っていない本町においては、南北を縦断している主要地方道大町明科線、南部を東西に横断している原木戸安曇追分停車場線、国道19号及び147号を結ぶ上生坂信濃松川停車場線及び宇留賀池田線の県道4路線が、住民の生活道路へのパイプライン的な役割を果たしている。

旅客輸送については、町内を運行していた地方バス路線の廃止に伴い、町営バス6路線、スクールバスを運行し、住民及び観光客の大切な交通手段として有効利用されている。

### 4 社会的条件にみる災害の要因

災害発生の原因は自然的条件が主要なものであるが、ある種の社会的要因が自然的諸要因と相関して、災害発生の原因を醸成し、あるいは災害を拡大させる方向に作用する。

社会的条件の現状に起因した災害発生、あるいは拡大の要因としては、次のことが挙げられる。

#### (1) 昼間人口の減少

高齢化の進展による要配慮者の増加、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加は被害を大きくする要因である。加えて、消防団員の確保難も懸念材料となる。

#### (2) 危険地帯の住居

東山一帯は、勾配が急峻で、長年、地すべり、土砂流出、山崩れに悩まされてきた地域であり、被災しやすい状態におかれている。

(3) 森林の荒廃

近年、山間部の過疎化による森林の荒廃化が進み、一層災害の危険性が増している。

5 防災をめぐる社会構造の変化と対応

人口の偏在、少子高齢化などの社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ、防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図る。

- (1) 人口減少が進む中山間地域では、集落の衰退、行政職員の不足、地域経済力の低下等がみられ、これらへの対応として、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援、地場産業の活性化等の対策を講ずる必要がある。
- (2) 高齢者（特に独居老人）、障がい者、外国籍住民等、いわゆる要配慮者の増加がみられる。これらについては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護、救済対策等防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。この一環として、要配慮者関連施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導し、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。また、平常時から要配慮者の所在等を把握し、災害時には迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある。
- (3) ライフライン、コンピューター、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度はますます増大している。災害時におけるこれらの被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすことから、施設の耐震化の促進とともに、補完的機能の充実に努める。
- (4) 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。このため、コミュニティや自主防災組織等の相互扶助組織の強化が必要である。さらに、要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的な防災訓練や防災思想の徹底等を図る必要がある。
- (5) 地域の防災力向上を図るため、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施に努めるとともに、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

## 第5章 災害記録と被害想定

### 第1 池田町等における主な災害記録

発 生 年	被 害 の 概 要
弘化4年(1847)	善光寺地震 家の潰れ。山崩れの被害大
大正7年(1918)	大町地震 広津陸郷山崩れあり
大正12年(1923)	広津堀越大地滑り、7戸崩落
昭和25年(1950)	梅雨の集中豪雨。ジェーン台風。被害大
昭和27年(1952)	ダイナ台風。高瀬川大氾濫
昭和28年(1953)	台風13号
昭和31年(1956)	台風5号
昭和34年(1959)	台風7号、土蔵倒壊等あり、被害大
昭和35年(1960)	台風。13番堤決壊
昭和36年(1961)	台風。13番堤決壊
昭和38年(1963)	大雨により十日市西堤決壊
昭和39年(1964)	梅雨前線豪雨のため高瀬川一本松、内鎌、林中地区に被害続出、消防団出動
昭和44年(1969)	集中豪雨により広津、陸郷の道路決壊、崩落、床下浸水98戸、被害大
昭和53年(1978)	高瀬川13番堤決壊165m欠損消防団員364人出動する
昭和56年(1981)	高瀬川洪水、池田松川橋沈下
昭和58年(1983)	台風10号により公共土木施設(道路、水道等)流失、崩壊。土砂崩れのため民家2戸が避難
昭和60年(1985)	台風6号により陸郷、広津を中心に野道25路線42箇所が被災し、各道路が通行止め。山の崩壊により三郷、平畑で民家2戸が避難
昭和61年(1986)	4月に県住宅団地プロパンガスによる爆発、3名重軽傷、住宅5戸全半焼
昭和61年(1986)	12・30 県北西部を震源とする地震が発生、大北地域は震度4～3を記録。建物の一部に被害
平成3年(1991)	3・11 池田3丁目で店舗等7棟721㎡を全半焼する(損害額4,900万円)
平成7年(1995)	7・11 集中豪雨災害 梅雨前線の停滞により県北部を中心に集中豪雨災害が発生、道路流失、農地等冠水により3億円の被害
平成16年(2004)	台風23号
平成22年(2010)	4・21 住民から地すべり兆候の通報 地すべりの誘因は、融雪及び春先からの降雨と推定 5・24 避難勧告(17戸)
平成26年(2014)	2・14～15 平地で89cmの過去最高積雪により、除雪作業が難航。交通に多大な支障をもたらし、広津地区、陸郷地区の一部が孤立した。車庫、農業施設の倒壊等による大きな被害が多発。
平成26年(2014)	11・22 長野県北部を震源とした地震が発生。白馬村、小谷村など震度6弱を観測した。(神城断層地震)
平成30年(2018)	7・6 台風7号からの梅雨前線により高瀬川左岸(中之郷側)が浸食される。現地に災害対策本部を設置、下水道処理場から安曇野市境の堤防道路通行止。
令和2年(2020)	7・7～8 梅雨前線豪雨によりあづみ野広場マレットゴルフ場(内鎌)が被災

## 第2 被害想定

### 1 基本的な考え方

本計画における地震の想定は、平成 27 年 3 月に報告された長野県地震被害想定検討委員会の検討結果等に基づき、本町に影響を及ぼすと考えられる内陸型(活断層型)地震、想定東海地震、南海トラフ巨大地震(海溝型地震)の地震から予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について、本計画における災害予防計画、災害応急活動、災害復旧・復興計画等の目標とするものである。

### 2 想定地震等

長野県では、県内や周辺地域で大地震が起きた場合の「第3次長野県地震被害想定調査報告書」を平成 27 年 3 月に発表した。糸魚川静岡構造線断層帯については、これまで北部・中部・南部に3区分して評価を行っていたが、地震調査研究推進本部地震調査委員会(2015)は、新たな知見に基づき、北部・中北部・中南部・南部の4つの区間に再区分して評価を行った。

中北部区間(明科—諏訪湖南方)は、長期評価で予想した地震規模マグニチュード(M) 7.6 程度、30 年以内発生確率は 14 パーセントから 30 パーセント、50 年以内では、20 パーセントから 50 パーセントとしている。我が国の活断層における相対的評価はSランクであり、大規模な被害の発生が予想されている。

この活断層系については、かねてから調査され(図参照)、約 1,200 年以降、800 年前以前に大地震が起きたことが分かっている。現在もアセスメントが実施されており、その報告を注意深く見守りつつ、常に地震に対する備えに努める必要がある。

### 3 地震の規模等

想定地震の名称		長さ (km)	マグニチュード	
			Mj	Mw
① 長野盆地西縁断層帯の地震		58	7.8	7.1
② 糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	全体	150	8.5	7.64
	北側	84	8.0	7.14
	南側	66	7.9	7.23
③ 想定東海地震			8.0	8.0
④ 南海トラフ巨大地震			9.0	9.0

※気象庁マグニチュード(Mj)とモーメントマグニチュード(Mw)について  
断層による内陸の地震は、断層の長さ(推定)から気象庁マグニチュード(Mj)を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源(波源)断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード(Mw)を求めている。」

⑤ 糸魚川-静岡構造線断層帯の地震における評価

評価単位区間	規模	30年以内 発生確率	50年以内 発生確率	100年以内 発生確率
北部区間(小谷-明科)	M7.7程度	0.009%－16%	0.02%－20%	0.05%－40%
中北部区間(明科-諏訪湖南方)	M7.6程度	14%－30%	20%－50%	40%－70%

文献：地震調査研究推進本部地震調査委員会(2024年1月)

4 今後の課題

ア 地震災害に対する意識の高揚

本町においては、幸い過去に大きな被害をもたらすような災害を経験していない。このためか、一般的に役場職員及び町民の間では、地震に対する危機意識が強く持たれてはいないというのが現状である。

しかし、想定地震による調査結果が示すとおり、本町においても大規模な地震が発生する可能性は存在する。今後、役場職員の研修・訓練及び住民への啓発活動を通じて、地震に対する心構えを万全にすることが特に重要である。

イ 防災拠点施設の耐震化

災害対策本部が設置される庁舎、避難場所等に指定されている小・中学校及び地域の公民館、消防拠点施設などの施設は、災害発生時には重要な拠点施設となる。しかし、地域の公民館の中には建築年が古いものもあり、耐震基準を満たしていない施設がある。

このため、耐震点検・診断等を実施し、必要に応じて適切な補強工事等を実施する必要がある。また、避難施設については、耐震性の向上に加え、土砂災害等に対する安全性の確保に努める必要がある。

5 想定地震に基づく被害の概要

過去の長野県地震対策基礎調査報告書のうち、池田町周辺に関連した被害の概要については、次表のとおりである。

総則編

県の被害想定による池田町の被害の概要

No. 1

大項目	小項目		単位	内陸型地震			海溝型地震		
				糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(全体)	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(北側)	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(南側)	想定東海地震	南海トラフ巨大地震(基本ケース)	南海トラフ巨大地震(陸側ケース)
				最大震度:7	最大震度:6	最大震度:5強	最大震度:5弱	最大震度:5強	最大震度:5強
建物被害	液状化	全壊	棟	*	*	0	0	0	0
		半壊	棟	20	10	0	0	0	0
	揺れ	全壊	棟	1,010	50	0	0	0	0
		半壊	棟	1,820	400	0	0	0	0
	断層変位	全壊	棟	380	50	0			
	土砂災害	全壊	棟	20	20	*	0	0	*
		半壊	棟	50	50	*	0	0	*
	火災	焼失	棟	320	0	0	0	0	0
合計	全壊・焼失	棟	1,350	60	*	0	0	*	
	半壊	棟	1,900	470	*	0	0	*	
人的被害	死者数	建物倒壊	人	50 (*)	* (0)	* (*)	0 (0)	* (0)	* (*)
		屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害(建物損壊の内数)	人	* (*)	* (*)	* (*)	0 (0)	* (0)	* (*)
		土砂災害	人	* (0)	* (0)	* (0)	0 (0)	0 (0)	* (0)
		火災	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		アロック扉・自動販売機の転倒・屋内落下物による被害	人	* (*)	* (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		死者数計	人	50 (*)	* (0)	* (*)	0 (0)	0 (0)	* (*)
	負傷者	建物倒壊	人	450 (40)	80 (*)	* (*)	0 (0)	* (0)	10 (*)
		屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害(建物損壊の内数)	人	40 (20)	10 (*)	* (*)	0 (0)	* (0)	10 (*)
		土砂災害	人	* (0)	* (0)	* (0)	0 (0)	0 (0)	* (0)
		火災	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		アロック扉・自動販売機の転倒・屋内落下物による被害	人	* (*)	* (*)	* (*)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		負傷者数計	人	460 (40)	90 (*)	* (*)	0 (0)	* (0)	10 (*)
	重傷者	建物倒壊	人	230 (*)	50 (0)	* (*)	0 (0)	* (0)	* (*)
		屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害(建物損壊の内数)	人	10 (10)	* (*)	* (*)	0 (0)	* (0)	* (*)
		土砂災害	人	* (0)	* (0)	* (0)	0 (0)	0 (0)	* (0)
		火災	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		アロック扉・自動販売機の転倒・屋内落下物による被害	人	* (*)	* (*)	* (*)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		重傷者数計	人	230 (*)	50 (*)	* (*)	0 (0)	* (0)	* (*)
自力脱出困難者	人	140 (20)	* (*)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		

総則編

県の被害想定による池田町の被害の概要

No. 2

大項目	小項目	単位	内陸型地震			海溝型地震				
			糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(全体)	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(北側)	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(南側)	想定東海地震	南海トラフ巨大地震(基本ケース)	南海トラフ巨大地震(陸側ケース)		
			最大震度:7	最大震度:6	最大震度:5強	最大震度:5弱	最大震度:5強	最大震度:5強		
生活支援	避難者数	被災1日後	合計	人	2,010	160	*	0	0	*
			避難所	人	1,210	90	*	0	0	*
			避難所外	人	810	60	*	0	0	*
	被災2日後	合計	人	3,790	890	*	0	*	20	
		避難所	人	1,900	440	*	0	*	10	
		避難所外	人	1,900	440	*	0	*	10	
	被災1週間後	合計	人	3,330	550	*	0	0	10	
		避難所	人	1,660	270	*	0	0	*	
		避難所外	人	1,660	270	*	0	0	*	
	被災1か月後	合計	人	3,130	280	*	0	0	*	
		避難所	人	940	80	*	0	0	*	
		避難所外	人	2,190	200	*	0	0	*	
	避難所避難者における要配慮者数	1日後	人	240	20	*	0	0	*	
		2日後	人	370	90	*	0	*	*	
		1週間後	人	320	50	*	0	0	*	
		1か月後	人	180	20	*	0	0	*	
ライフライン	上水道	断水人口	人	10,010	8,100	80	0	10	1,420	
	下水道	支障人口	人	9,730	7,750	650	580	590	1,780	
	電力	停電軒数	軒	4,710	3,560	40	0	*	640	
物資不足	食料	過不足量	食	8,380	12,400	12,740	12,740	12,740	12,740	
	飲料水	過不足量	ℓ	△ 25,120	△ 8700	2,770	2,800	2,800	2,330	
	毛布	過不足量	枚	△ 2320	△ 90	100	100	100	100	

※1；被害想定はそれぞれが最大になる地震発生時の条件を考慮した場合を示す。

※2；各数値は1の位で四捨五入しており、合計は必ずしも合わない場合がある。

\*；わずか

※3；「断層変位」は地震に伴い活断層の変位が地表に現れたことによる被害数を想定したもので、「揺れ」による全壊被害の内数とする。

※4；人的被害は観光客を考慮した場合を示す。表中の括弧（）は、観光客を考慮した場合としない場合の差を示す。

※5；「物資不足」では△が不足量を、正の数が必要量を上回る主要備蓄量や給水可能量を示す。